

# はくざん 通信

第4号

2001.1.25

健康保険法等の改正  
高齢者の自己負担額がかわります



雪化粧した阿蘇

[質問]: 今回の改正はどこが変わったのですか?

[答え]: 高齢者の自己負担額が定額から定率(医療費の1割)になりました。その背景には、介護保険も始まり、国の総医療費が増加してきたことがあげられています。以前は国が全額補助(老人は無料)していましたが、去年は定額負担、今年からは定率負担になりました。平成13年1月からは健康保健の基金からは9割、患者さんは1割負担です。経過措置として上限額がもうけられています。また病院では定率のみですが、診療所では定額のところもあります。

[質問]: 全員1割負担だと、金額が高くなりませんか?

[答え]: 自己負担金額が、高くなりすぎないように、上限額が設定されています。成尾整形外科病院の場合、1ヶ月間の自己負担金額は外来で3000円までです(入院ベッド数が200床以上の大病院では上限額は5000円になります)。

[質問]: 院外処方せんをだしてもらう時は、自己負担の上限額が半分になるのですか?

[答え]: そうです。そのかわり、その差額分を調剤薬局に支払うこととなります。

[質問]: 治療内容やお薬が似ているのに、かかる病院や医院によって負担額がちがうようですか?

[答え]: 厚生労働省は全国を定率にしたいのですが、過度的な措置として、診療所では定額の制度も選択できるようになっています。

病院では定率(1割)ですが、病院の規模が大きい(200床以上)ところでは、自己負担の上限額が5000円と高くなっています。それ以外の病院(成尾整形外科病院も含まれます)での自己負担の上限額は3000円です。

[質問]: 高額療養費に係る自己負担限度額の見直しがあったそうですか?

[答え]: はい。下の図を参考にしてください。

(1) 負担能力に応じた自己負担限度額とするため、上位所得者の区分を新設。なお、1年間に4回以上対象となる場合(多数該当)には、4回目から低額(70,800円)に設定。

(2) 医療を受ける人と受けない人の負担の公平等のため、医療費に応じた自己負担額を設定。ただし、低所得者や多数該当の場合には、この負担は求めず。となっています。

## (改正前) 高額療養費の自己負担限度額の見直し (改正後)

低所得者 (市町村民税非課税世帯)	35,400円	⇒	低所得者 現行どおり	35,400円
一般	63,600円		一般	$63,600円 + (医療費 - 318,000円) \times 1\%$
			上位所得者(月収56万円以上、年収約900万円以上)	$121,800円 + (医療費 - 609,000円) \times 1\%$



医療法人 社団 誠療会  
なるお

成尾整形外科病院

〒862-0958 熊本市岡田町12-24

電話: 096-371-1188

ファックス: 096-366-9923